



# 長野県報

6月25日(木)  
平成21年  
(2009年)  
第2077号

## 目 次

### 規 則

長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（交通企画課）	2
警備業法施行細則の一部を改正する規則（生活安全企画課）	2

### 告 示

身体障害者福祉法に基づく医師の指定（障害福祉課）	3
身体障害者福祉法に基づく医師として指定した者が診療を行う医療機関の所在地及び名称の変更（障害福祉課）	3
身体障害者福祉法施行令に基づく医師の指定の辞退（障害福祉課）	4
救急病院等を定める省令に基づく救急病院の認定（医療政策課）	4
ウイルス肝炎医療費給付実施要綱の一部改正（健康づくり支援課）	4
公共測量の実施（建設政策課）	5
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（2件）（道路管理課）	5
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（2件）（道路管理課）	6
長野県収入証紙売りさばき人の指定（会計課）	6
長野県収入証紙売りさばき人の氏名（名称）、住所及び売りさばき場所の変更の届出（会計課）	6

### 公 告

一般競争入札（情報統計課情報システム推進室）	7
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（2件）（生活文化課NPO活動推進室）	7
一般競争入札（税務課）	8
クリーニング師試験の実施（食品・生活衛生課）	9
家畜伝染病発生の届出（園芸畜産課）	9
農業経営基盤強化促進法に基づく農地保有合理化事業規程の変更の承認（農村振興課）	9
長野県ふるさとの森林づくり条例に基づく森林整備保全重点地域の指定案の縦覧（森林政策課）	10
一般競争入札（病院事業局）	10
一般競争入札（道路管理課）	11
一般競争入札（2件）（河川課）	11
銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会（2件）（生活安全企画課）	13
地方公務員等共済組合法に基づく平成20年度決算の要旨（市町村課）	14
一般競争入札（2件）（高校教育課）	16

長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成21年6月25日

長野県公安委員会委員長 宮下行  
**長野県公安委員会規則第7号**

長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

長野県道路交通法施行細則（昭和35年長野県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項第1号のアの(イ)中「自転車」の次に「(2以上の幼児用座席を設けているものを除く。)」を加え、同(イ)を同アの(オ)とし、同アの(カ)を同アの(イ)とし、同アの(リ)中「場合」の次に「((イ)に該当する場合を除く。)」を加え、同(リ)を同アの(ウ)とし、同アの(7)の次に次のように加える。

(イ) 16歳以上の運転者が幼児2人同乗用自転車（運転者のための乗車装置及び2の幼児用座席を設けるために必要な特別の構造又は装置を有する自転車をいう。）の幼児用座席に6歳未満の者2人を乗車させる場合

第14条に次の1号を加える。

(リ) 自転車を運転するときは、携帯電話用装置を手で保持して通話（傷病者の救護又は公共の安全の維持のため緊急やむを得ずに行うものを除く。）のために使用し、又は画像表示用装置を手で保持してこれに表示された画像を注視しないこと。

**附 則**

この規則中、第12条第2項第1号のアの改正規定は平成21年7月1日から、第14条に1号を加える改正規定は同年8月1日から施行する。

交通企画課

警備業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成21年6月25日

長野県公安委員会委員長 宮下行  
**長野県公安委員会規則第8号**

警備業法施行細則の一部を改正する規則

警備業法施行細則（昭和58年長野県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（護身用具の携帯の禁止及び制限）

第2条 法第17条第1項の規定により、警備業者及び警備員は、警備業務を行うに当たっては、次に掲げる護身用具（鋭利な部位がないものに限る。）以外の護身用具を携帯してはならない。

- (1) 警戒棒（その形状が円棒であつて、長さが30センチメートルを超える90センチメートル以下であり、かつ、重量が別表第1の左欄に掲げる長さの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるものであるものに限る。）
- (2) 警戒じよう（その形状が円棒であつて、長さが90センチメートルを超える130センチメートル以下であり、かつ、重量が別表

第2の左欄に掲げる長さの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるものであるものに限る。第3項において同じ。）

- (3) さすまた
  - (4) 非金属製の盾
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、携帯することにより人に著しく不安を覚えさせるおそれがなく、かつ、人の身体に重大な害を加えるおそれがないもの
  - 2 法第17条第1項の規定により、警備業者及び警備員は、部隊を編成する等集団の力を用いて警備業務を行う場合は、警戒棒及び警戒じようを携帯してはならない。
  - 3 前項に規定する場合のほか、警備業者及び警備員は、次に掲げる警備業務以外の警備業務を行う場合は、警戒じようを携帯してはならない。
    - (1) 法第2条第5項に規定する機械警備業務（警備員に対する指令業務を除く。）
    - (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下この項において「検定等規則」という。）第1条第2号に規定する施設警備業務のうち、次に掲げる施設（警察官が現に警戒を行っているものに限る。）において行われるもの
      - ア 空港
      - イ 領事館その他の外交関係施設
      - ウ 政府関係施設
      - エ 石油貯蔵施設、発電所、ガス製造所、浄水場、鉄道その他これらの施設に準ずる施設であつて、当該施設に対してテロリズムが行われた場合に多数の人の生活に著しい支障が生じるおそれのあるもの
      - オ 火薬、毒物又は劇物の製造又は貯蔵に係る施設その他これらの施設に準ずる施設であつて、当該施設に対してテロリズムが行われた場合に当該施設内又は当該施設の周辺の人の生命又は身体に著しい危険が生じるおそれのあるもの
  - (3) 検定等規則第1条第5号に規定する核燃料物質等危険物運搬警備業務及び同条第6号に規定する貴重品運搬警備業務
- 附則の次に次の別表を加える。

(別表第1) (第2条関係)

**警 戒 棒 の 制 限**

長さ	重量
30センチメートルを超える40センチメートル以下	160グラム以下
40センチメートルを超える50センチメートル以下	220グラム以下
50センチメートルを超える60センチメートル以下	280グラム以下
60センチメートルを超える70センチメートル以下	340グラム以下
70センチメートルを超える80センチメートル以下	400グラム以下
80センチメートルを超える90センチメートル以下	460グラム以下

(別表第2) (第2条関係)

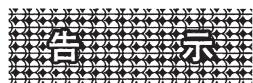
**警 戒 じ よ う の 制 限**

長さ	重量
90センチメートルを超える100センチメートル以下	510グラム以下
100センチメートルを超える110センチメートル以下	570グラム以下
110センチメートルを超える120センチメートル以下	630グラム以下
120センチメートルを超える130センチメートル以下	690グラム以下

附 則  
(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年7月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に警備業法（昭和47年法律第117号）第17条第2項において準用する同法第11条第1項又は第16条第2項の規定による届出をして警備業者及び警備員の携帯の用に供されている警戒棒及び警戒じよう（この規則による改正後の警備業法施行細則（以下「改正後の規則」という。）第2条第1項第1号及び第2号に掲げるものを除く。）については、この規則の施行の日から起算して10年間は、改正後の規則第2条第1項の規定にかかわらず、警備業者及び警備員は、これらを携帯することができる。

生活安全企画課



## 長野県告示第366号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定します。

平成21年6月25日

長野県知事 村井 仁

氏 名	診断に当たる障害別	診療を行う医療機関の所在地及び名称
安 西 理	視覚	北佐久郡御代田町大字御代田4107-40 御代田中央記念病院
羽 鳥 公 将	視覚	諏訪市湖岸通り5-11-50 諏訪赤十字病院
水 谷 順 一	肢体	小県郡長和町古町2857 国保依田窪病院
坂 口 正 高	ぼうこう 又は直腸 小腸	南佐久郡佐久穂町大字高野町328 佐久穂町立千曲病院
野 澤 洋 平	肢体	南佐久郡佐久穂町大字高野町328 佐久穂町立千曲病院
堀 田 正 二	心臓 腎臓	伊那市小四郎久保1313-1 伊那中央病院
柳 澤 智 彦	ぼうこう 又は直腸 小腸	飯田市八幡町438 飯田市立病院
川 口 正 徳	心臓 腎臓	安曇野市豊科5685 安曇野赤十字病院
田 中 裕一郎	肢体 心臓 腎臓 呼吸器	上水内郡飯綱町大字牟礼2220 飯綱町立飯綱病院
大 石 人 司	肢体 呼吸器 ぼうこう 又は直腸 小腸	上水内郡飯綱町大字牟礼2220 飯綱町立飯綱病院

障害福祉課

若 松 まなみ	肢体 呼吸器	上水内郡飯綱町大字牟礼2220 飯綱町立飯綱病院
佐々木 真 一	肢体	茅野市玉川4300 組合立諏訪中央病院
松 木 寛 之	肢体	諏訪市湖岸通り5-11-50 諏訪赤十字病院
高 木 寛 司	肢体	飯山市大字飯山226-1 飯山赤十字病院
藤 江 秀 樹	肢体	飯山市大字飯山226-1 飯山赤十字病院
野 田 和 雅	ぼうこう 又は直腸	岡谷市本町4-11-33 市立岡谷病院
石 塚 雅 美	肢体	佐久市中込3-15-6 特別医療法人恵仁会くろさわ病院
金 井 信一郎	免疫	松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院
村 木 崇	肢体 呼吸器	飯山市大字飯山226-1 飯山赤十字病院
東 海 康太郎	心臓 腎臓	千曲市大字杭瀬下58 医療法人財団大西会千曲中央病院
高 野 環	心臓 腎臓 呼吸器	松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院
上 條 哲 義	肢体	松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院

## 長野県告示第367号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として指定した者が診療を行う医療機関の所在地及び名称が次のとおり変更になりました。

平成21年6月25日

長野県知事 村井 仁

氏 名	変更前の医療機関の所在地及び名称	変更後の医療機関の所在地及び名称
下 形 光 彦	小県郡長和町古町2857 国保依田窪病院	上田市芳田1904-1 下形整形外科クリニック
野 村 洋	大町市大町3130 市立大町総合病院	大町市大町3502-2 野村クリニック
大 井 悅 弥	佐久市臼田197 長野県厚生農業協同組合 連合会 佐久総合病院	埴科郡坂城町網掛1545-1 村上堂 大井クリニック
中 村 一 也	須坂市大字須坂1332 長野県立須坂病院	飯田市上郷黒田218-2 瀬口脳神経外科病院
山 崎 善 隆	松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院	須坂市大字須坂1332 長野県立須坂病院
森 廣 雅 人	北佐久郡軽井沢町大字 長倉2375-1 軽井沢町国民健康保険 軽井沢病院	須坂市大字須坂1332 長野県立須坂病院